

資料編



茨城町第6次総合計画後期基本計画策定経過

期 日	会議等	内 容
令和3年 8月 3日	第1回策定委員会	●後期基本計画策定方針及びスケジュールについて
令和3年 9月 3日～ 令和3年 9月24日	まちづくりに関する 町民アンケート調査	●満18歳以上の町民3,000人(無作為抽出)を対象に実施
令和3年11月16日	ワーキングチーム会議	●後期基本計画策定方針及びスケジュールについて
令和3年11月24日～ 令和3年11月26日	庁内調査 (ワーキングチーム員)	●前期基本計画の達成状況及び後期基本計画策定に向けた検討に係るヒアリング
令和4年 2月18日	第2回策定委員会	●町民アンケート調査結果報告 ●前期基本計画各施策に係る達成状況報告
令和4年 3月17日	第1回総合計画審議会 (書面協議)	●後期基本計画の諮問 ●後期基本計画策定方針について ●前期基本計画各施策に係る達成状況報告 ●町民アンケート調査結果報告
令和4年 7月14日	第3回策定委員会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 7月29日	第2回総合計画審議会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 9月15日	第4回策定委員会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 9月28日	第3回総合計画審議会	●後期基本計画(素案)について
令和4年10月 5日～ 令和4年11月 4日	パブリック・コメント (意見公募)	●後期基本計画(案)について
令和4年10月11日	第5回策定委員会	●後期基本計画(案)に係る住民説明会について
令和4年10月20日	住民説明会	●長岡小学校体育館において実施
令和4年10月21日	住民説明会	●旧川根小学校体育館において実施
令和4年10月25日	住民説明会	●旧上野合小学校体育館において実施
令和4年10月26日	住民説明会	●旧沼前小学校体育館において実施
令和4年10月27日	住民説明会	●旧石崎小学校体育館において実施
令和4年10月30日	住民説明会	●茨城町役場において実施
令和4年11月17日	第6回策定委員会	●住民説明会の実施状況について ●パブリック・コメントの結果について
令和4年11月22日	第4回総合計画審議会	●住民説明会の実施状況について ●パブリック・コメントの結果について ●後期基本計画(案)に対する答申について ●総合計画審議会答申
令和4年11月29日	第7回策定委員会	●後期基本計画の決定について

茨城町総合計画策定条例

○茨城町総合計画策定条例

平成28年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、茨城町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における茨城町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の町の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示した基本方針や各施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、茨城町総合計画審議会条例（昭和45年茨城町条例第14号）第1条に規定する茨城町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

茨城町地政第 110 号

令和 4 年 3 月 17 日

茨城町総合計画審議会会長 様

茨城町長 小林 宣夫

茨城町第 6 次総合計画後期基本計画の策定について (諮問)

茨城町第 6 次総合計画後期基本計画の策定にあたり、茨城町総合計画策定条例（平成 28 年茨城町条例第 28 号）第 3 条の規定に基づき諮問します。

諮 問 理 由

本町では、茨城町第 6 次総合計画を平成 30 年に策定し、令和 9 年度までの基本構想並びに令和 4 年度までの前期基本計画により、目標とする町の将来像「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向けて、各種施策を実施してきたところであります。

今般、前期基本計画が令和 4 年度を以って終了するため、令和 5 年度からの町政運営の基本方針となる茨城町第 6 次総合計画後期基本計画について、審議会の意見を求めるものであります。

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(答申)

令和4年11月22日

茨城町長 小林 宣夫 様

茨城町総合計画審議会

会長 海老澤 貞 雄

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(答申)

令和4年3月17日付け茨町地政第110号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別添「茨城町第6次総合計画後期基本計画(案)」として取りまとめたので答申いたします。

なお、この答申に基づく後期基本計画の推進にあたっては、下記事項に十分留意の上、計画の確実な実現に向け努力されるよう要望いたします。

記

- 1 町の将来像である「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向け、当審議会での様々な意見や議論を踏まえ、後期基本計画を着実に進められたい。また、各施策の実施にあたっては、計画に掲げた成果指標の達成に向け、適切な施策の評価・検証を行い、効率的・効果的に取り組みを進められたい。
- 2 人口減少や少子高齢化の急速な進行、地球温暖化の影響による気候変動や激甚化する大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルスによる新しい生活様式の変化など、私たちを取り巻く社会情勢や環境は複雑かつ多様化している。これらの時代の潮流に対応するため常に問題意識を持ち、これまでのやり方にとらわれない新しい発想をもって取り組みを進められたい。
- 3 後期基本計画の推進にあたっては、行政と町民、関係団体、事業者等の多様な主体とが連携し各施策を実施していく必要があるため、町民等と計画の内容を共有できるよう広く周知を図られたい。

茨城町総合計画審議会委員 主な意見

- 1 移住者等の増加を図るために、桜の郷を中心とした大戸地区のような良好な住宅、住環境を確保することが必要と思われる。このため、新たな地域において区域区分の変更や土地区画整理事業による面的整備を検討するなど、引き続き計画的な土地利用の推進を図られたい。
- 2 居住区域の整備など市街地開発事業の検討の際は、専門協議会を設置し、官民連携等を活用し進められたい。
- 3 急速に人口減少が進行する中、特に子どもの数が減少している。子どもの数を増やすために、教育内容の充実や学校施設の整備など、より一層の教育環境の充実を図られたい。
- 4 工業団地等に立地する町内事業者に対して、町民が正規職員として雇用されるように、町も積極的に関わるよう努められたい。
また、町外に居住する町内事業所の就業者について、住環境の整備や転入する際の費用の支援等により本町への移住促進を図られたい。
- 5 町内に児童の遊びに供する児童公園が少ないので、学校跡地の利活用等により整備の検討を図られたい。
- 6 人口減少により就業者が減った際に、住民向けサービス機能等の維持が課題となる。必要なサービスをより効率的に提供することを可能とするため、デジタル技術の活用を優先的に進められたい。

茨城町総合計画審議会条例

○茨城町総合計画審議会条例

昭和45年7月29日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茨城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 団体代表

(4) 町職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨城町新町建設審議会設置条例(昭和31年茨城町条例第69号)は、廃止する。

茨城町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
町議会議員	澤 秀 雄	茨城町議会議長	
	石川 祐 一	茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	
学識経験者	田中 耕 市	茨城大学人文社会科学部現代社会学科教授	
	一ノ瀬 彩	茨城大学工学部都市システム工学科助教	
	平澤 協 一	茨城県認定農業者協議会会長	
	山口 哲 也	常陽銀行長岡支店支店長	令和4年3月18日～ 令和4年7月28日
	伊藤 康 太	常陽銀行長岡支店支店長	令和4年7月29日～
団体代表	箭原 和 敏	茨城町農業委員会会長	
	佐藤 勇	茨城町商工会会長	
	海老澤 貞 雄	茨城町区長会会長	会長
	寺内 拓 男	茨城町教育委員会教育長職務代理者	
	木村 みち子	茨城町女性会連絡協議会会長	令和4年3月18日～ 令和4年7月28日
	海老澤 信 子	茨城町女性会連絡協議会会長	令和4年7月29日～
	山口 美知子	茨城町交通安全母の会会長	副会長
	東ヶ崎 静 仁	茨城町民生委員児童委員協議会会長	
	野口 裕 司	茨城町商工会青年部長	
	野原 しげ子	水戸農業協同組合茨城町支部女性部長	

茨城町第6次総合計画後期基本計画

発行:令和5年3月

発行者:茨城県茨城町

編集:町長公室地域政策課

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL:029-292-1111(代表)

URL:<http://www.town.ibaraki.lg.jp/>



茨城町